

「経営事項審査の改正」及び「改正に伴う再審査」について（お知らせ）

（兵庫県県土整備部 平成28年8月）

経営事項審査の審査基準が改正され、平成28年8月1日から施行されます。
つきましては、今回の経営事項審査制度に係る改正内容等について、以下のとおりお知らせします。
兵庫県のホームページでも詳細を掲載しておりますので、ご覧ください。

1 審査基準の改正内容

(1) 技術者要件の追加

次の資格が技術者要件に追加されました。

① 解体工事業

公益社団法人全国解体工事業団体連合会の行う解体工事施工技士試験の合格者

※ 平成28年8月1日付けで解体工事施工技士試験が「登録解体工事試験」として登録されましたが、平成27年度までの試験合格者（既合格者）についても対象となります

② とび・土工事業

一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会の行う基礎施工士検定試験の合格者

※ 平成28年8月1日付けで基礎施工士検定試験が「登録基礎ぐい工事試験」として登録されましたが、平成27年度の試験合格者（既合格者）についても対象となります

(2) 経営事項審査上の評点

上記①②とも各2点

2 改正に伴う再審査の申立

◎ 再審査の申立 平成28年8月1日（月曜日）から同11月28日（月曜日）まで

現行基準により受審した経営事項審査について、新基準での再審査を申し立てることが可能です。

再審査の申立は、任意となっていますので、各発注機関から新基準による結果通知書を求められる場合など必要に応じて各自判断してください。

- | | |
|---------|---|
| ① 対象業者 | 再審査の申立をする日において、現行基準による有効な経営事項審査結果通知書を所有する業者。（結果通知書の有効期限→審査基準日から1年7か月） |
| ② 受付期間 | 平成28年8月1日（月）から同11月28日（月）までの120日間（期間厳守）
※ 予約方法については、所管の土木事務所（P3）にお問い合わせください。 |
| ③ 手数料 | 無料 |
| ④ 申請書類等 | (ア) 改正後の新経営事項審査申請書一式（別紙一、二、三含む）
(イ) 建設機械の保有状況一覧表（兵庫県様式第1号）
技術職員名簿付表（兵庫県様式第2号）
(ウ) 現在有効な経営事項審査結果通知書の写し（1部提出）
(エ) (ウ)を申請した際の経営事項審査申請書副本（原本提示）
（ただし、経営状況分析結果通知書は写し〔1部〕を提出）
(オ) 新たに追加された項目に係る確認書類（合格証明書の写し） |
| ⑤ 提出部数 | (ア) 知事許可業者・正本1部、副本1部、入力票1部
(イ) 大臣許可業者・正本1部、副本1部 |

※ 再審査ですので上記ア～オ以外の確認書類は不要です。

※ 再審査ですので、申請パターン及び申請業種の変更や申請者による記載間違いや記入漏れ等による変更は、一切認められません。（再審査は基準改正に係る変更部分のみが対象です。）

3 再審査申請書の申請書記載方法

申請書は通常の経営事項審査申請書と同様に、全ての項目を記載してください。
通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

(1) 申請書 1 枚目

① 表題部

経営規模等評価申請書 ○ 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

※ 「経営規模等評価再審査申請書」の文言を○（丸印）で囲み、その他の文言を二重線で消してください。
(受付の際、申請の区分がわかりませんので必ず行ってください。)

② 項番 0 5 申請等の区分 … 「 4 」を記入ください。

③ 項番 0 8 から 1 4

商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には新しい内容で記載してください。
(当該変更に係る変更届の写しを提示)

(2) 申請書 2 枚目

再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、下表に必要な事項を記載のこと	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第○○○○○号	平成○○年○○月○○日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成 2 8 年 8 月 1 日 施行の改正に係る事項	制度改正のため

※ 1 「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載。

※ 2 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載。

4 問い合わせ先

1～3の内容については、所管の土木事務所 (P3) へ直接お問い合わせください。

(問い合わせ先)

土木事務所一覧

申請先	所在地	電話番号	主たる営業所の 所管区域
神戸県民センター 神戸土木事務所 建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-737-2194 2195	神戸市
阪神南県民センター 西宮土木事務所 建設業課	〒662-0854 西宮市櫛(はぜ)塚町 2-28	0798-39-1543 1545	尼崎市、西宮市、 芦屋市
阪神北県民局 宝塚土木事務所 建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	0797-83-3213 3193	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天 神木 97-1	079-421-9231 9405	明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、 播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9408 9409	西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可町
中播磨県民センター 姫路土木事務所 建設業課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9566 9562	姫路市、市川町、 福崎町、神河町 相生市、たつの市、赤 穂市、宍粟市、上郡 町、太子町、佐用町
但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第2課 (豊岡総合庁舎)	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3756	豊岡市、香美町、 新温泉町 養父市、朝来市
丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3863	篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-3246 3247	洲本市、淡路市、 南あわじ市